

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月24日
【発行者名】	中央三井アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 渡辺 輝夫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝三丁目23番1号
【事務連絡者氏名】	鈴木 勝宏
	東京都港区芝三丁目23番1号 業務企画部
【電話番号】	03-5440-0181
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	中央三井日本株アクティブ型ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額 上限 10兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

中央三井日本株アクティブ型ファンド

ただし、愛称として“プロサポート”という名称を用いることがあります。

（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

1口当たりの元本は1円です。

格付は取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である中央三井アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額（ ）とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、日々の基準価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします（販売会社の詳細につきましては、後記「（8）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.cmam.co.jp/>）でご覧いただけるほか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に（[中央三井AM]の「プロサポ」の略号にて）掲載されております。

ただし、「分配金再投資コース」（ ）を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 計算期間」に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、お申込価額（ 1 ）、お申込金額（ 2 ）、お申込口数等に応じて、3.15%（税抜（ 3 ） 3.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を「お申込受付日の基準価額×取得口数」に乗じて得た額とします。

1：お申込受付日の基準価額に取得口数を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。

2：お申込価額に申込手数料及び申込手数料に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加えた総額をいいます(以下同じ。)

3：「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます(以下同じ。)

「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。償還乗換えにより当ファンドの受益権をお求めいただく場合には、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。)で取得する口数について申込手数料を優遇することがあります。(「償還乗換優遇制度」())

「償還乗換優遇制度」とは、取得申込日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(信託期間を延長した単位型証券投資信託及び延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金及び一部解約金を含みます。)をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合に申込手数料を優遇する制度のことをいいます。なお、この際に、償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額はお申込金額の中から差引きます。

上記及びの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、後記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、後記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成21年12月25日から平成22年9月21日までとします。

当ファンドは平成22年9月24日をもって満期償還となります。

(注)お申込みの取扱いは、営業日の午後3時(本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は午前11時)までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (4) 分配方針 収益分配金の支払い」に規定する収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)の詳細につきましては、以下の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

中央三井アセットマネジメント株式会社

・お問い合わせ窓口

電話：03-5440-0190

受付時間：営業日の9時～17時(本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は9時～12時)

・ホームページアドレス：<http://www.cmam.co.jp/>

(9)【払込期日】

申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込金額を販売会社に支払うものとします。

継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受付けた販売会社とします。(販売会社の詳細につきましては、前記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受けており、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われます。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金限度額

上限：3,000億円

基本的性格

当ファンドは、委託会社である中央三井アセットマネジメント株式会社が投資家のために、利殖の目的をもって設定する証券投資信託で、中央三井アセット信託銀行株式会社がその受託会社となることを引受けたものです。

当ファンドは、委託者が受託者に投資信託財産の運用を指図する委託者指図型の追加型証券投資信託で、その商品分類及び属性区分は以下のとおりです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

(用語の定義について)

当ファンドが該当する商品分類に係る用語の定義は以下のとおりです。

なお、これ以外の用語の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) にてご確認いただけます。

< 単位型投信・追加型投信 >

- ・追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

< 投資対象地域 >

- ・国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 投資対象資産 (収益の源泉) >

- ・株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
一般		()
大型株	年2回	
中小型株	年4回	日本
債券		北米
一般	年6回	
公債	(隔月)	欧州
社債		
その他債券	年12回	アジア
クレジット属性	(毎月)	
()		オセアニア
	日々	
不動産投信		中南米
	その他	
その他資産	()	アフリカ
()		
資産複合		中近東
()		(中東)
資産配分固定型		
資産配分変更型		エマージング

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(用語の定義について)

当ファンドが該当する属性区分に係る用語の定義は以下のとおりです。

なお、これ以外の用語の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>)にてご確認いただけます。

< 投資対象資産 >

- ・株式 一般...大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

< 決算頻度 >

- ・年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

< 投資対象地域 >

- ・日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンドの特色

A. 主として独自の個別企業の調査・分析等に基づき、経営変革に前向きな企業、技術開発力に優れた企業、新たに有望な事業展開が見込まれる企業、IR活動に前向きな企業等の中から、21世紀に成長が期待される企業の株式を中心に銘柄選定を行います。

B. 個別企業の調査・分析に関しては、独自の調査・分析に加えて、中央三井アセット信託銀行株式会社との投資顧問契約に基づき、中央三井アセット信託銀行株式会社のアナリストチーム()による調査・分析も活用します。

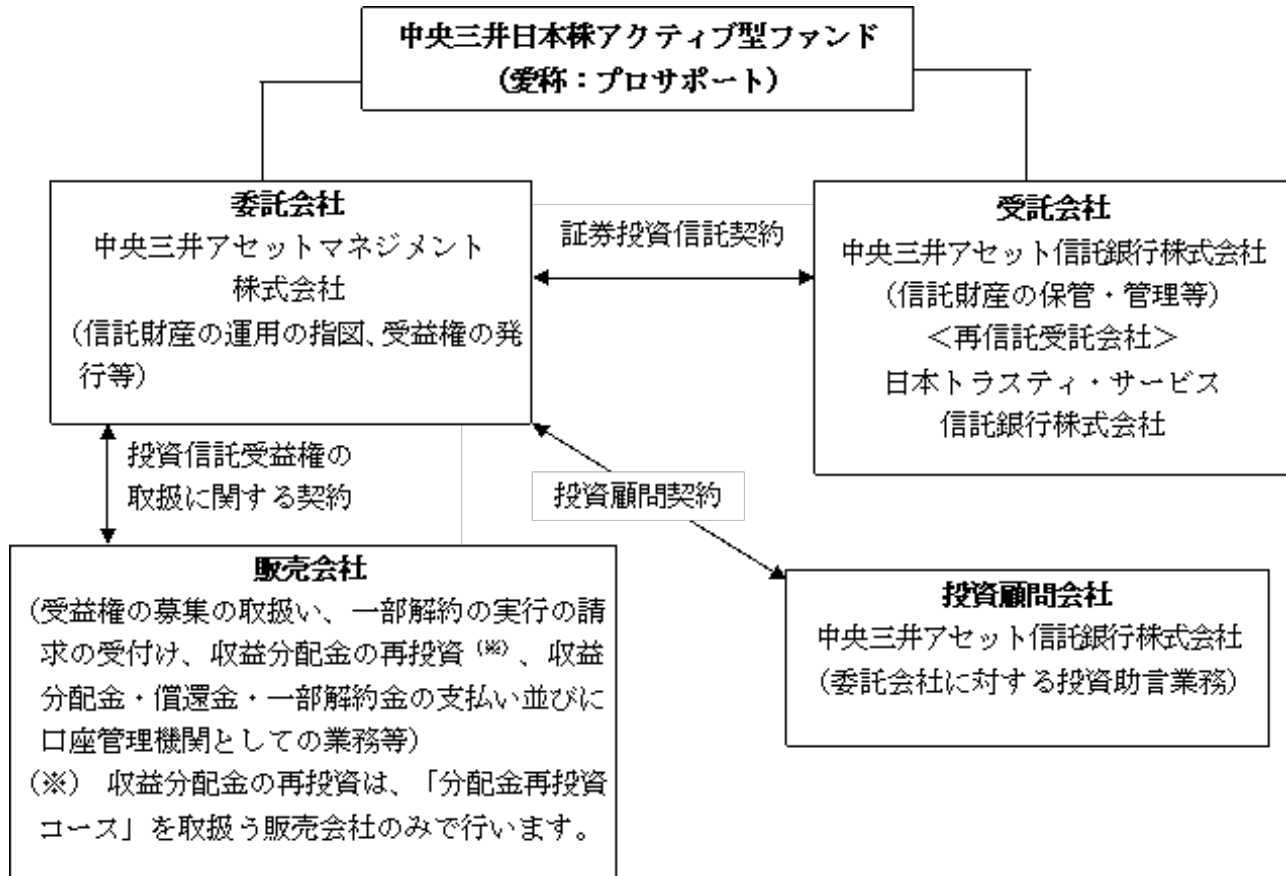
中央三井アセット信託銀行株式会社のアナリストチームは、企業訪問を主体とした調査活動により、情報収集を行っています。企業訪問により得た情報及び経済データ・各業界のデータ等を多角

的に分析した上で、各企業の成長力、財務内容、株価水準等について判断を下します。これらの判断は、中央三井アセット信託銀行株式会社において受託している年金信託等の信託財産の運用にも活用されています。

- C. 各種の株価指数に連動した運用ではなく、相場環境に応じて株式組入比率を60%～100%の間で変動させ、銘柄数の見直し、銘柄毎への投資額の見直し、銘柄入替え等を機動的に行います。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「証券投資信託契約」	運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、当該信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づいて締結されています。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資並びに口座管理機関としての業務等に係る事務の内容等が定められています。
委託会社と投資顧問会社との契約 「投資顧問契約」	委託会社に対する投資助言に関する事項が定められています。

ファンドの関係法人

委託会社 中央三井アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

受託会社 中央三井アセット信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資（ ）、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い並びに口座管理機関としての業務等を行います。

収益分配金の再投資は、「分配金再投資コース」を取扱う販売会社のみで行います。

投資顧問会社 中央三井アセット信託銀行株式会社

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社に対する投資助言業務を行います。

委託会社の概況

A．資本金の額：3億円（平成21年12月24日現在）

B．委託会社の沿革

昭和61年9月：三信投資顧問株式会社（三井信託銀行グループの投資顧問会社）として設立

昭和62年9月：投資一任業務の認可取得

平成11年7月：中信投資顧問株式会社（中央信託銀行グループの投資顧問会社）と合併し「中央三井アセットマネジメント株式会社」に社名変更

平成12年3月：証券投資信託委託業務認可取得

平成19年9月：金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録

C．大株主の状況（平成21年12月24日現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	5,050株	100%

2【投資方針】**(1)【投資方針】****運用方針**

当ファンドは、わが国の株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

投資態度

A．個別企業の調査・分析等に基づき、経営変革に前向きな企業、技術開発力に優れた企業、新たに有望な事業展開が見込まれる企業、IR活動に前向きな企業等の中から、21世紀に成長が期待される企業の株式を中心に銘柄選定を行います。

B．個別企業の調査・分析に関しては、独自の調査・分析に加えて、中央三井アセット信託銀行株式会社との投資顧問契約に基づき、中央三井アセット信託銀行株式会社のアナリストチーム（ ）による調査・分析も活用します。

中央三井アセット信託銀行株式会社のアナリストチームは、企業訪問を主体とした調査活動により、情報収集を行っています。企業訪問により得た情報及び経済データ・各業界のデータ等を多角的に分析した上で、各企業の成長力、財務内容、株価水準等について判断を下します。これらの判断は、中央三井アセット信託銀行株式会社において受託している年金信託等の信託財産の運用にも活用されています。

C．各種の株価指数に連動した運用ではなく、相場環境に応じて株式組入比率を60%～100%の間で変動させ、銘柄数の見直し、銘柄毎への投資額の見直し、銘柄入替等を機動的に行います。

- D. 株式組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- E. 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- F. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。
- G. 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、わが国の金利に係る先物取引及びわが国の金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- H. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため並びに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。
- I. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため並びに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

運用指図できる投資対象である有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証券
9. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))及び新株予約権証券
12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証券で、上記1.から11.までの証券又は証券の性質を有するもの
13. 証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
14. 投資証券又は外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券又は証券(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で上記21．の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1．の証券又は証書及び上記12．並びに17．の証券又は証書のうち上記1．の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2．から6．までの証券及び上記12．並びに17．の証券又は証書のうち上記2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13．の証券及び上記14．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

運用指図できる金融商品

A．委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

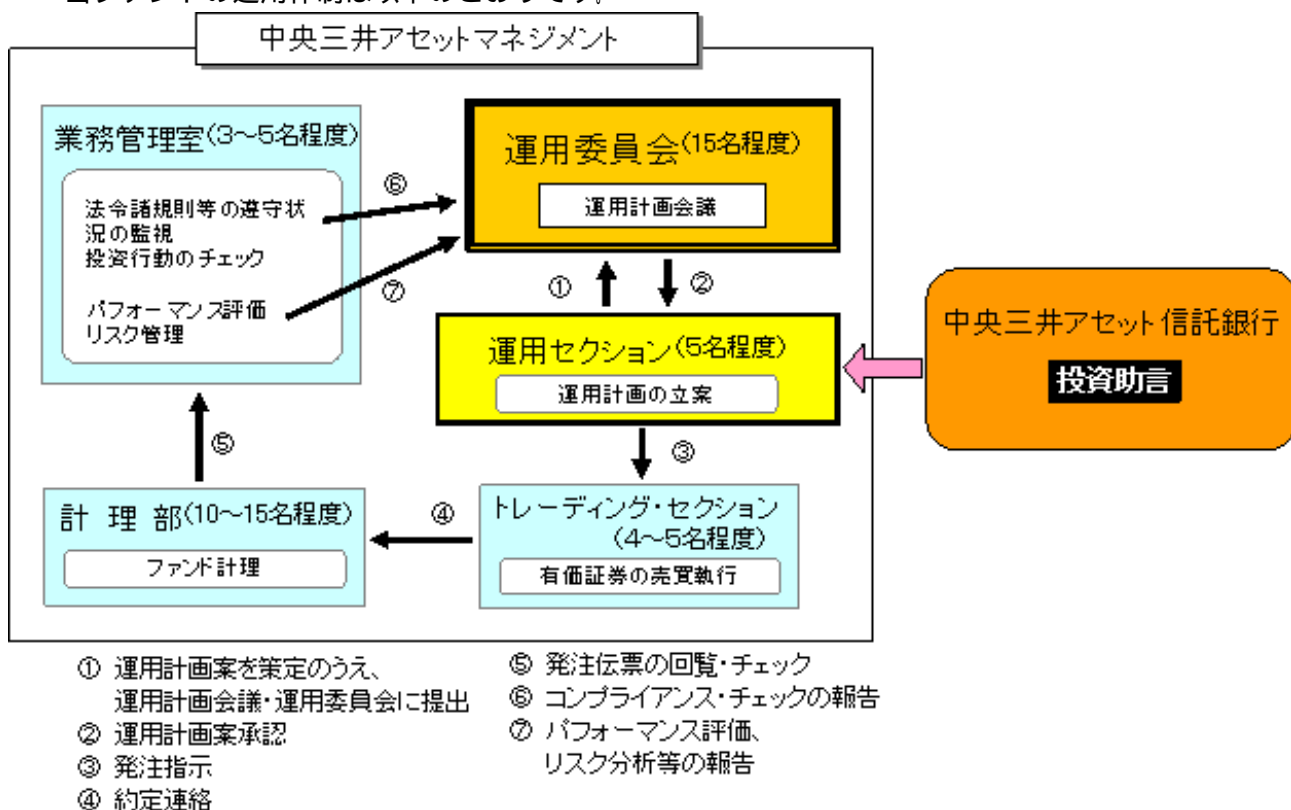
- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

B．金融商品による運用の特例

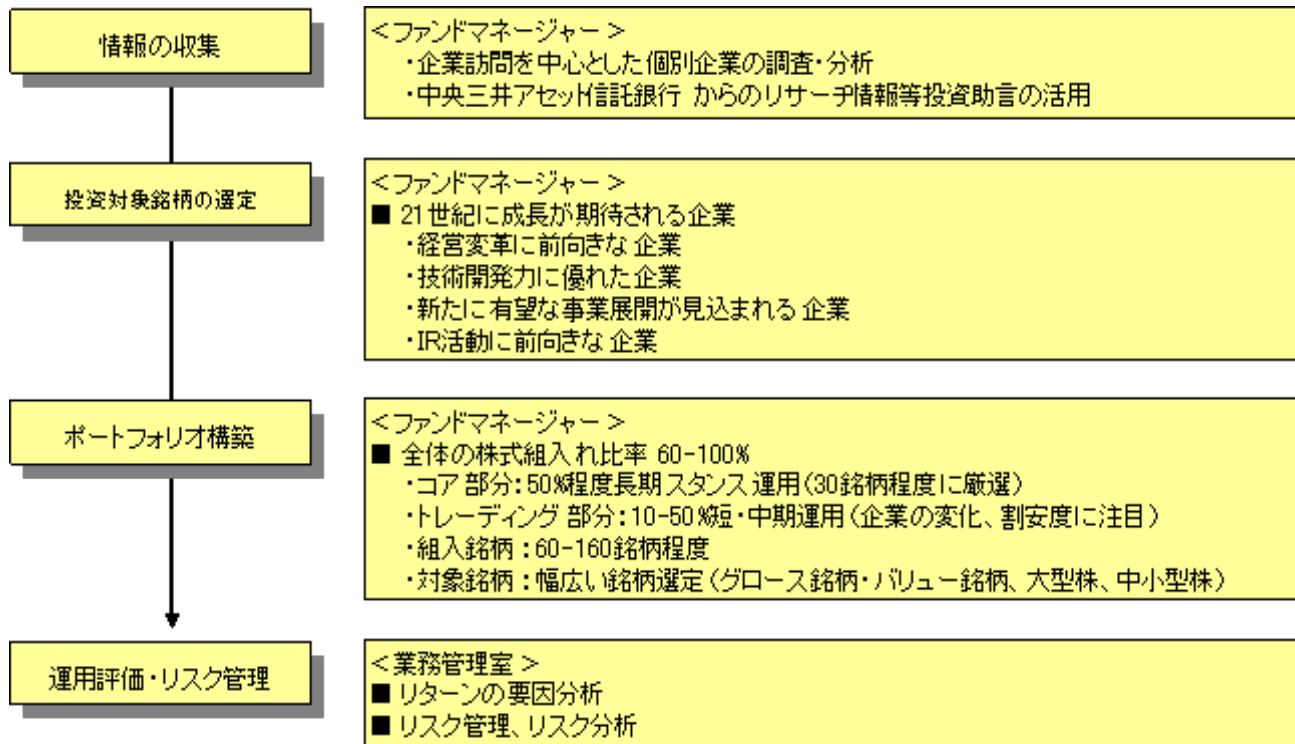
当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記A．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



具体的なポートフォリオ構築プロセスは、以下のとおりです。



上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な運用方針が変更されるものではありません。

委託会社のファンドの運用に関する社内規定として、運用財産に係る運用管理規程があり、委託会社がファンドの運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を定めています。また、ファンドの運用におけるリスク管理に関する基本的な事項を定めた社内規定として運用リスク管理規程があります。

委託会社は、ファンドの関係法人である再信託受託会社に対する管理・統制としては、モニタリングの一環として外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を入手し査閲するなど、“外部業務委託の適切性”に関する定期的確認を基本的枠組として運営しています。

(4) 【分配方針】

分配方針

年1回の毎決算時（決算日は9月24日。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- A. 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- B. 分配金額については、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- C. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配収益の計算

- A. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- イ. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費（後記「4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」の記載をご参照ください。）、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ロ. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

八．収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

二．上記八．に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額(ただし、後記「4 手数料等及び税金(1)申込手数料」に規定する申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額を除きます。以下本項において同じ。)と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また上記八．に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

B．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

A．支払時期と場所

イ．収益分配金は毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として計算期間終了日から起算して5営業日までの日)から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者)とします。)に対する支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

ロ．分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。なお、当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。ただし、信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記イ．の規定に準じて受益者に支払います。

ハ．収益分配金(上記ロ．のただし書き以外に規定する収益分配金を除きます。)の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

B．時効

受益者が、上記A．イ．に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

約款に定める投資制限

A．株式への投資割合

委託会社は、株式への投資割合には制限を設けません。

B．外貨建資産への投資割合

委託会社は、外貨建資産への投資は行いません。

C．新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

D．同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

E．同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

F．同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

G．投資信託証券への投資割合

委託会社は、投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

H．投資する株式等の範囲

イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所）で有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。（以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ．上記イ．の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

I．信用取引の指図範囲

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができます。

ロ．上記イ．の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ．の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

J．先物取引等の運用指図

イ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所などにおける有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

K．スワップ取引の運用指図

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため並びに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

L．金利先渡取引の運用指図

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため並びに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものと

します。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

八．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

二．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

M．有価証券の貸付けの指図及び範囲

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の a．及び b．の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

a．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

b．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

ロ．上記イ． a．及び b．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

八．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

N．資金の借入れ

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

八．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

O．受託会社による資金の立替え

イ．信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

ロ．信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

八．上記イ．及びロ．の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

関連法令に基づく投資制限

A．発生し得る危険に対応する額として算出した額が運用財産の純資産額を超える場合におけるデリバティブ取引に関する制限

（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社等が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売

買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとします。

B. 同一の法人の発行する株式への投資制限

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、次のイ. に掲げる数がロ. に掲げる数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

イ. その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。ロ. において同じ。)の総数

ロ. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 当ファンドは、主に国内株式を投資対象としています。組入れた株式の株価の変動等により基準価額が変動しますので、元本保証はなく、投資元本を割り込むことがあり収益（投資利回り）は未確定です。また、組入れた株式の発行体の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあり収益（投資利回り）は未確定です。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

株価変動リスク

株価変動リスクとは、経済情勢の変化等により株価が変動するリスクをいいます。一般に、企業業績、国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、株価が下落（上昇）した場合には基準価額の下落（上昇）要因となります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、短期間に相当金額の解約申込みがあった場合等、当ファンドの保有資産を大量に売却せざるを得ない場合に、市況動向や取引量等の状況により基準価額が大きく変動するリスクをいいます。一般に、売却資産の市場における流動性が低いときには、期待する価格での取引ができないことや、取引に相応の時間を要することがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

当ファンドの運用制限の遵守状況のチェック、リスク分析については運用セクションから組織的に独立したセクションが行い、その分析結果を運用委員会に報告する体制としております。

法令諸規則、約款等に定められた運用制限の遵守状況は、業務管理室が日々チェックしております。指摘事項については、運用担当者に連絡され速やかに是正を図るとともに、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。

業務管理室において、リスクのモニタリング、パフォーマンス分析等を行っております。問題が生じた場合は、運用担当者に連絡され速やかに是正を図るとともに、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。

(3) 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資家の皆様に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、お申込価額（1）、お申込金額（2）、お申込口数等に応じて、3.15%（税抜（3）3.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を「お申込受付日の基準価額×取得口数」に乗じて得た額とします。

1：お申込受付日の基準価額に取得口数を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。

2：お申込価額に申込手数料及び申込手数料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加えた総額をいいます（以下同じ。）。

3：「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます（以下同じ。）。

「分配金再投資コース」（ ）において収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料

料で再投資されるコース)の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

償還乗換えにより当ファンドの受益権をお求めいただく場合には、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。)で取得する口数について申込手数料を優遇することがあります。(「償還乗換優遇制度」())

「償還乗換優遇制度」とは、取得申込日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(信託期間を延長した単位型証券投資信託及び延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金及び一部解約金を含みます。)をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合に申込手数料を優遇する制度のことをいいます。なお、この際に、償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額はお申込金額の中から差引きます。

上記 から までの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、以下の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

中央三井アセットマネジメント株式会社

・お問い合わせ窓口

電 話：03 - 5440 - 0190

受付時間：営業日の9時～17時(本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は9時～12時)

・ホームページ アドレス：<http://www.cmam.co.jp/>

(2) 【換金(解約)手数料】

解約に当たっては手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率10,000分の178.5(税抜 10,000分の170)の率を乗じて得た額とします。その配分は、委託会社10,000分の84(税抜 10,000分の80)、受託会社10,000分の10.5(税抜 10,000分の10)及び販売会社10,000分の84(税抜 10,000分の80)です。

上記 の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末、又は信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

上記 の信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息(「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、そのつど信託財産中から支弁します。

なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は、信託財産から収受する信託報酬中より委託会社が支弁します。

借入金の利息は、原則として借入金返済時に信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引に要する費用等は、取引のつど信託財産中から支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

個別元本について

A. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)に当たります。

B. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う

つど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

C．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

D．受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

一部解約時及び償還時の課税について

一部解約時及び償還時の譲渡益（個人の場合）又は個別元本超過額（法人の場合）が課税対象となります。詳しくは下記 又は をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

A．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

B．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

A．収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%及び地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%及び地方税5%）となります。

B．一部解約時及び償還時の譲渡益が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されず（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、平成21年から平成23年までにおいては10%（所得税7%及び地方税3%）、平成24年以降は20%（所得税15%及び地方税5%）となります。

C．一部解約時及び償還時の損失の金額については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することが可能となります。

また、一部解約時及び償還時の差益については、上場株式等の譲渡損との通算が可能となります。詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率（ ）による源泉徴収が行われます。

平成24年1月1日以降は、上記の7%（所得税のみ）の税率は15%（所得税のみ）となります。

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

税法が改正された場合などは、上記の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下の記載事項は、平成21年10月30日現在の状況について記載してあります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	672,367,600	98.09
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		13,110,635	1.91
合計(純資産総額)		685,478,235	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

A. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	業種	株数	簿価(円)		評価額(円)		投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額	
1	本田技研工業	輸送用機器	9,000	2,875.00	25,875,000	2,880.00	25,920,000	3.78
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	40,000	527.00	21,080,000	495.00	19,800,000	2.89
3	東日本旅客鉄道	陸運業	3,200	6,450.00	20,640,000	5,810.00	18,592,000	2.71
4	トヨタ自動車	輸送用機器	5,000	3,810.00	19,050,000	3,660.00	18,300,000	2.67
5	住友金属鉱山	非鉄金属	12,000	1,569.00	18,828,000	1,458.00	17,496,000	2.55
6	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	131	148,800.00	19,492,800	131,900.00	17,278,900	2.52
7	三井物産	卸売業	12,000	1,285.00	15,420,000	1,223.00	14,676,000	2.14
8	住友商事	卸売業	15,500	964.00	14,942,000	900.00	13,950,000	2.04
9	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4,300	3,300.00	14,190,000	3,160.00	13,588,000	1.98
10	新日本製鐵	鉄鋼	38,000	353.00	13,414,000	353.00	13,414,000	1.96
11	東京電力	電気・ガス業	6,000	2,420.00	14,520,000	2,225.00	13,350,000	1.95
12	野村ホールディングス	証券・商品先物取引業	20,000	585.43	11,708,600	655.00	13,100,000	1.91
13	日産自動車	輸送用機器	19,000	615.00	11,685,000	672.00	12,768,000	1.86
14	東京海上ホールディングス	保険業	5,000	2,710.00	13,550,000	2,385.00	11,925,000	1.74
15	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	63,000	184.00	11,592,000	183.00	11,529,000	1.68
16	東芝	電気機器	21,000	496.00	10,416,000	530.00	11,130,000	1.62
17	住友電気工業	非鉄金属	9,000	1,227.00	11,043,000	1,125.00	10,125,000	1.48
18	関西電力	電気・ガス業	5,000	2,160.00	10,800,000	1,957.00	9,785,000	1.43
19	日本電信電話	情報・通信業	2,600	4,300.00	11,180,000	3,750.00	9,750,000	1.42
20	ソニー	電気機器	3,500	2,670.00	9,345,000	2,785.00	9,747,500	1.42
21	参天製薬	医薬品	3,000	3,260.00	9,780,000	3,120.00	9,360,000	1.37
22	武田薬品工業	医薬品	2,400	3,950.00	9,480,000	3,650.00	8,760,000	1.28
23	日本電産	電気機器	1,100	7,350.00	8,085,000	7,830.00	8,613,000	1.26
24	味の素	食料品	10,000	931.00	9,310,000	856.00	8,560,000	1.25
25	ドン・キホーテ	小売業	3,500	2,145.00	7,507,500	2,435.00	8,522,500	1.24
26	三菱電機	電気機器	12,000	701.00	8,412,000	706.00	8,472,000	1.24
27	信越化学工業	化学	1,700	6,000.00	10,200,000	4,890.00	8,313,000	1.21
28	ファナック	電気機器	1,000	8,230.00	8,230,000	7,710.00	7,710,000	1.12
29	村田製作所	電気機器	1,700	4,197.35	7,135,508	4,500.00	7,650,000	1.12
30	ファーストリテイリング	小売業	500	12,135.06	6,067,533	15,120.00	7,560,000	1.10
	合計		330,131		382,978,941		369,744,900	53.94

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（注2）国／地域は全て日本、種類は全て株式です。

B．種類別及び業種別の投資比率

種類	業種	投資比率（％）
株式	鉱業	0.33
	建設業	1.62
	食料品	4.09
	繊維製品	0.58
	化学	8.83
	医薬品	4.72
	ゴム製品	0.56
	ガラス・土石製品	1.37
	鉄鋼	3.21
	非鉄金属	4.27
	機械	2.87
	電気機器	15.74
	輸送用機器	9.59
	精密機器	1.06
	その他製品	1.31
	電気・ガス業	3.38
	陸運業	3.89
	情報・通信業	5.68
	卸売業	5.27
	小売業	3.16
	銀行業	7.51
証券、商品先物取引業	1.91	
保険業	2.18	
不動産業	1.80	
サービス業	3.16	
合計		98.09

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの 基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間（平成13年9月25日現在）	6,435,298,232	6,435,298,232	6,208	6,208
第2期計算期間（平成14年9月24日現在）	4,130,159,954	4,130,159,954	5,393	5,393
第3期計算期間（平成15年9月24日現在）	3,685,992,770	3,685,992,770	6,485	6,485

第4期計算期間（平成16年9月24日現在）	2,999,453,088	2,999,453,088	7,484	7,484
第5期計算期間（平成17年9月26日現在）	3,047,227,252	3,047,227,252	9,513	9,513
第6期計算期間（平成18年9月25日現在）	2,268,898,290	2,460,815,170	10,049	10,899
第7期計算期間（平成19年9月25日現在）	1,733,762,194	1,733,762,194	9,803	9,803
第8期計算期間（平成20年9月24日現在）	1,088,070,349	1,088,070,349	7,218	7,218
第9期計算期間（平成21年9月24日現在）	729,030,911	729,030,911	5,459	5,459
平成20年10月末日	752,104,928		5,043	
平成20年11月末日	727,652,506		4,894	
平成20年12月末日	755,036,671		5,109	
平成21年1月末日	676,359,568		4,601	
平成21年2月末日	655,184,774		4,496	
平成21年3月末日	660,789,771		4,580	
平成21年4月末日	701,666,496		4,903	
平成21年5月末日	730,136,857		5,215	
平成21年6月末日	729,086,070		5,310	
平成21年7月末日	736,434,588		5,449	
平成21年8月末日	741,941,276		5,512	
平成21年9月末日	702,419,160		5,289	
平成21年10月末日	685,478,235		5,225	

【分配の推移】

	1万口当たりの収益分配金
第1期計算期間	0円
第2期計算期間	0円
第3期計算期間	0円
第4期計算期間	0円
第5期計算期間	0円
第6期計算期間	850円
第7期計算期間	0円
第8期計算期間	0円
第9期計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率
第1期計算期間	37.3%
第2期計算期間	13.1%
第3期計算期間	20.2%
第4期計算期間	15.4%
第5期計算期間	27.1%
第6期計算期間	14.6%
第7期計算期間	2.4%
第8期計算期間	26.4%
第9期計算期間	24.4%

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数とします。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初

設定日（平成12年9月25日）の基準価額を使用しております。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

申込に係る手続の概要は以下のとおりです。

項目	内容
申込手続き	<p>A．申込みの受付 申込期間中において、毎営業日お申込みいただけます。 当ファンドは平成22年9月24日をもって満期償還となります。</p> <p>B．申込単位 販売会社が定める単位とします。 なお、「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。 詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。 販売会社の詳細につきましては、前記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」に記載の照会先までお問い合わせください。</p>
申込時限と当該申込に適用される価額	<p>A．申込時限 申込取扱期間中の営業日の午後3時（本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は午前11時）までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。</p> <p>B．当該申込に適用される価額 取得申込受付日の基準価額に、前記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」に記載する手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額とします。 （注）分配金再投資に関する契約（下記 B．をご参照ください。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の販売価額は、原則として後記「7 管理及び運営の概要 計算期間」に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p>
申込に係る制限	<p>分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。</p>
申込の際に負担するコストの有無	<p>前記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」に記載する手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額をご負担いただきます。</p>
特定の条件の場合に投資家に課される申込に係る制限	<p>該当事項はありません。</p>

その他	<p>A．受益権の取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。このため販売会社は有価証券取引に係る「総合取引約款」その他の約款（以下「総合約款」といいます。）を取得申込者に交付し、取得申込者は総合約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出していただきます。</p> <p>B．「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「自動けいぞく約款」といいます。）に従い分配金から税金を差引いた後に自動的に無手数料で再投資される、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。</p> <p>C．取得申込者は販売会社に、取得申込と同時に又はあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。</p>
-----	--

（２）換金（解約）手続等

一部解約の実行の請求に係る手続の概要は以下のとおりです。

項目	内容
一部解約手続き	<p>A．受付時期等 毎営業日受け付けいたします。</p> <p>B．解約単位 「分配金受取りコース」の受益者：1万口単位、又は1万口以下の販売会社が定める単位 詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。 販売会社の詳細につきましては、前記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」に記載の照会先までお問い合わせください。 「分配金再投資コース」の受益者：1口単位</p> <p>C．受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、</p>

<p>解約受付時限と当該一部解約に適用される価額</p>	<p>A．解約受付時限 営業日の午後3時（本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は午前11時）までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。</p> <p>B．当該一部解約に適用される価額 一部解約の実行の請求日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。</p> <p>解約価額は委託会社の営業日において日々算出され、日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（http://www.cmam.co.jp/）に掲載しております。販売会社の詳細につきましては、前記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」に記載の照会先までお問い合わせください。</p> <p>なお受益者の手取額は、当該解約価額から税額を差引いた金額となります。</p>
<p>一部解約に係る制限</p>	<p>委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。</p>
<p>一部解約の際に負担するコストの有無</p>	<p>一部解約に係る手数料については、徴収しません。</p>
<p>特定の条件の場合に投資家に課される一部解約に係る制限</p>	<p>該当事項はありません。</p>
<p>その他</p>	<p>A．委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。</p> <p>B．上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記 B．の記載に準じて計算された価額とします。</p> <p>C．一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。</p> <p>D．一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。</p>

7 【管理及び運営の概要】

項目	内容
<p>当ファンドの主たる投資対象としている資産及び基準価額に与える影響が大きいと想定される資産の評価方法</p>	<p>株式 原則として計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。</p>

保管	該当事項はありません。
信託期間	<p>A．信託期間 平成12年9月25日から平成22年9月24日までとします。</p> <p>B．委託会社は、下記 の事項に該当することとなった場合には、信託期間満了前に、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。</p> <p>C．委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</p>
計算期間	<p>A．当ファンドの計算期間は、毎年9月25日から翌年9月24日までとすることを原則とします。</p> <p>B．上記A．の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記 に定める信託期間の終了日とします。</p>

繰上げ償還に係る条件並びに手続き	<p>A．委託会社の所定の手続きを経て信託を終了させる場合</p> <p>イ．委託会社は、次のいずれかの事由に該当する場合、受託会社と合意のうえ、下記ロ．の所定の手続きを経て、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p> a．信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合</p> <p> b．信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき</p> <p> c．やむを得ない事情が発生したとき</p> <p>ロ．所定の手続き</p> <p> a．委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p> b．上記a．の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p> c．上記b．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記イ．の信託契約の解約をしません。</p> <p> d．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p> e．上記b．からd．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b．の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。</p> <p>B．委託会社は、次のいずれかの事由に該当する場合、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。</p> <p> イ．監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき</p> <p> ロ．監督官庁より投資信託委託会社の登録の取消しを受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したとき</p> <p> ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、下記B．八．に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。</p> <p>八．受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、において委託会社が新受託会社を選任できないとき</p>
------------------	--

<p>信託約款の変更に係る条件並びに手続き</p>	<p>A. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。</p> <p>B. 委託会社は、上記A. の変更事項のうち、その内容が重大なものについては以下の手続きにより行います。</p> <p>イ. あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>ロ. 上記イ. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>ハ. 上記ロ. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。</p> <p>ニ. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p>
<p>反対者の買取請求権</p>	<p>信託契約の解約又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>
<p>公告</p>	<p>委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。</p>
<p>運用報告書</p>	<p>委託会社は、計算期間の終了毎に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、知られたる受益者に対して交付します。</p>

第2【財務ハイライト情報】

(1) 当ファンドの財務ハイライト情報は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載している「(1) 貸借対照表」、「(2) 損益及び剰余金計算書」及び「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の5の規定により注記される事項を抜粋して記載しております。

なお、財務ハイライト情報に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成19年9月26日から平成20年9月24日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受け、第9期計算期間（平成20年9月25日から平成21年9月24日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

その監査報告書は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」の該当箇所に添付しております。

中央三井日本株アクティブ型ファンド
1【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 (平成20年9月24日現在)	第9期 (平成21年9月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,623,560	15,379,795
株式	1,078,843,600	718,858,400
未収入金	18,030,261	6,532,097
未収配当金	606,100	43,000
未収利息	204	42
流動資産合計	1,121,103,725	740,813,334
資産合計	1,121,103,725	740,813,334
負債の部		
流動負債		
未払金	19,107,942	4,646,303
未払解約金	2,374,188	647,730
未払受託者報酬	679,494	381,674
未払委託者報酬	10,871,752	6,106,716
流動負債合計	33,033,376	11,782,423
負債合計	33,033,376	11,782,423
純資産の部		
元本等		
元本	1,507,437,566	1,335,476,828
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	419,367,217	606,445,917
純資産合計	1,088,070,349	729,030,911
負債純資産合計	1,121,103,725	740,813,334

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 (自平成19年9月26日 至平成20年9月24日)	第9期 (自平成20年9月25日 至平成21年9月24日)
営業収益		
受取配当金	12,346,310	14,781,455
受取利息	199,107	20,087
有価証券売買等損益	402,522,951	272,493,442
その他収益	245	212
営業収益合計	389,977,289	257,691,688
営業費用		
受託者報酬	1,492,177	765,142
委託者報酬	23,874,659	12,242,177
営業費用合計	25,366,836	13,007,319
営業損失()	415,344,125	270,699,007
経常損失()	415,344,125	270,699,007
当期純損失()	415,344,125	270,699,007
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	26,427,469	36,817,265
期首剰余金又は期首欠損金()	34,841,700	419,367,217
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,359,496	49,137,427
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,359,496	49,137,427
剰余金減少額又は欠損金増加額	968,357	2,334,385
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	968,357	2,334,385
期末剰余金又は期末欠損金()	419,367,217	606,445,917

[次へ](#)

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	第 8 期 自 平成19年 9 月26日 至 平成20年 9 月24日	第 9 期 自 平成20年 9 月25日 至 平成21年 9 月24日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、法令及び 社団法人投資信託協会規則に従 い、時価で評価しております。	株式 同左
2．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日 において、その金額が確定してい る場合には当該金額を、未だ確定 していない場合には予想配当金 額を計上し、入金金額との差額に ついては入金時に計上しており ます。	受取配当金 同左
3．その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則 として、毎年 9 月25日から翌年 9 月24日までとなっておりますが、 前計算期間末日が休業日のため、 第 8 期計算期間は平成19年 9 月 26日から平成20年 9 月24日まで となっております。	

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）投資信託受益証券の名義書換等

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限

該当事項はありません。

（4）振替受益権の取扱い

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けています。

受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

A．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

B．上記A．の申請のある場合には、上記A．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記A．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

C．上記A．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項の項目名は以下のとおりです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - （1）資産の評価
 - （2）保管
 - （3）信託期間
 - （4）計算期間
 - （5）その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - （1）貸借対照表
 - （2）損益及び剰余金計算書
 - （3）注記表
 - （4）附属明細表
- 2 ファンドの現況
純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成12年9月25日 信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始

平成22年9月24日 当ファンドの満期償還（予定）

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込みの受付

申込期間中において、毎営業日お申込みいただけます。

当ファンドは平成22年9月24日をもって満期償還となります。

（注）お申込みの取扱いは、営業日の午後3時（本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は午前11時）までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、分配金再投資に関する契約（下記（5）をご参照ください。）に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

（2）募集取扱いの単位

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」（ ）を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。

収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、後記「2 換金（解約）手続等」に記載の照会先までお問い合わせください。

（3）販売価額

取得申込受付日の基準価額に、下記（4）に記載する申込手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の販売価額は、原則として、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（4）計算期間」に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（4）申込の際に負担するコストの有無

申込手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額をご負担いただきます。

申込手数料は、お申込価額（1）、お申込金額（2）、お申込口数等に応じて、3.15%（税抜（3）3.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を「お申込受付日の基準価額×取得口数」に乗じて得た額とします。

1：お申込受付日の基準価額に取得口数を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。

2：お申込価額に申込手数料及び申込手数料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加えた総額をいいます（以下同じ。）。

3：「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます（以下同じ。）。

「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

償還乗換えにより当ファンドの受益権をお求めいただく場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証

券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。)で取得する口数について申込手数料を優遇することがあります。(「償還乗換優遇制度」())

「償還乗換優遇制度」とは、取得申込日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(信託期間を延長した単位型証券投資信託及び延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金及び一部解約金を含みます。)をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合に申込手数料を優遇する制度のことをいいます。なお、この際に、償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額はお申込金額の中から差引きます。

上記及びの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、後記「2 換金(解約)手続等」に記載の照会先までお問い合わせください。

(5) その他

受益権の取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。このため販売会社は総合約款を取得申込者に交付し、取得申込者は総合約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出していただきます。

「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、自動けいぞく約款に従い分配金から税金を差引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資される、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

受益権取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、「分配金受取りコース」の方は1万口単位、又は1万口以下の販売会社が定める単位で、また、「分配金再投資コース」の方は1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

(注) 一部解約の実行の請求の受けは、営業日の午後3時(本邦金融商品取引所が半日立会いの場合)は午前11時)までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎての受けは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

(2) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

なお、一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

(4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額(以下「解約価額」といいます。)とし

ます。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出され、日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.cmam.co.jp/>）に掲載しております。

なお、受益者の手取額は、当該解約価額から税額を差引いた金額となります。

販売会社の詳細につきましては、以下の照会先にお問い合わせください。

（照会先）

中央三井アセットマネジメント株式会社

・お問い合わせ窓口

電 話：03 - 5440 - 0190

受付時間：営業日の9時～17時（本邦金融商品取引所が半日立会いの場合は9時～12時）

・ホームページ アドレス：<http://www.cmam.co.jp/>

（5）委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、前記（1）による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

（6）上記（5）により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記（4）の規定に準じて計算された価額とします。

（7）一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

（8）解約に係る手数料については、徴収しません。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たり換算した価額で表示することがあります。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、日々の基準価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします（販売会社の詳細につきましては、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」に記載の照会先までお問い合わせください。）。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.cmam.co.jp/>）でご覧いただけるほか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に（〔中央三井AM〕の「プロサポ」の略号にて）掲載されております。

当ファンドの主たる投資対象としている資産及び基準価額に与える影響が大きいと想定される資産の評価方法

株式

原則として計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、平成12年9月25日から平成22年9月24日までとします。

委託会社は、下記（5）の事項に該当することとなった場合には、信託期間満了前に、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年9月25日から翌年9月24日までとすることを原則とします。

上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記（3）に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

この信託契約を解約し信託を終了させる場合は下記のとおりです。

A. 委託会社の所定の手続きを経て信託を終了させる場合

イ. 受益権の口数が10億口を下回った場合

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ. 受益者に有利な場合又はやむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

八．所定の手続き

- a．委託会社は、上記イ．及びロ．の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- b．上記 a．の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- c．上記 b．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記イ．及びロ．の信託契約の解約をしません。
- d．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e．上記 b．から d．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b．の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

B．監督官庁の命令

- イ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、下記 の規定に従います。

C．委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- イ．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ．上記イ．の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、下記 D．に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

D．受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者又は受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、又は裁判所が受託者を解任した場合、委託会社は、下記 の規定に従い、新受託会社を選任します。
- ロ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- A．委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- B．委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

- A．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- B．委託会社は、上記 A．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- C．上記 B．の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

D．上記C．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記A．の信託約款の変更をしません。

E．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

反対者の買取請求権

信託契約の解約又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託財産の管理

A．保管業務の委任

受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

B．有価証券の保管

受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

C．混蔵寄託

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下C．において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

D．信託財産の登記等及び記載等の留保等

イ．信託の登記又は登録をすることができる信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

ロ．上記イ．ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

ハ．信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

ニ．動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

運用報告書

委託会社は、計算期間の終了毎に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、知られたる受益者に対して交付します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き、変更した場合の開示方法

A．委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」

イ．「投資信託受益権の取扱に関する契約」の有効期間は、有効期間満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

ロ．上記イ．の契約を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。

B．委託会社が投資顧問会社と締結している「投資顧問契約」

イ．「投資顧問契約」の有効期間は、有効期間満了日の1ヶ月前までに委託会社又は投資顧問会社

から契約終了の申し出がない限り、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

ロ．上記イ．の契約を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日までの日）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に対する支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

上記の規定にかかわらず、分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。なお、当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。ただし、信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記の規定に準じて受益者に支払います。

収益分配金（上記のただし書き以外に規定する収益分配金を除きます。）の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしてします。

受益者が、収益分配金については、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日（償還日）後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までの日）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に対する支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしてします。

受益者が、信託終了による償還金については、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、「分配金受取りコース」の方は1万口単位、又は1万口以下の販売会社が定める単位で、また、「分配金再投資コース」の方は1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（４）投資信託約款等重要事項変更時の反対者の買取請求権

前記「１ 資産管理等の概要（５）その他 反対者の買取請求権」をご参照ください。

（５）受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

（６）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

ただし、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年8月9日内閣府令第61号）」附則第3条により、第8期計算期間（平成19年9月26日から平成20年9月24日まで）については改正前の「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成19年9月26日から平成20年9月24日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受け、第9期計算期間（平成20年9月25日から平成21年9月24日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【財務諸表】

中央三井日本株アクティブ型ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 (平成20年9月24日現在)	第9期 (平成21年9月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,623,560	15,379,795
株式	1,078,843,600	718,858,400
未収入金	18,030,261	6,532,097
未収配当金	606,100	43,000
未収利息	204	42
流動資産合計	1,121,103,725	740,813,334
資産合計	1,121,103,725	740,813,334
負債の部		
流動負債		
未払金	19,107,942	4,646,303
未払解約金	2,374,188	647,730
未払受託者報酬	679,494	381,674
未払委託者報酬	10,871,752	6,106,716
流動負債合計	33,033,376	11,782,423
負債合計	33,033,376	11,782,423
純資産の部		
元本等		
元本	1,507,437,566	1,335,476,828
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	419,367,217	606,445,917
純資産合計	1,088,070,349	729,030,911
負債純資産合計	1,121,103,725	740,813,334

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 (自平成19年9月26日 至平成20年9月24日)	第9期 (自平成20年9月25日 至平成21年9月24日)
営業収益		
受取配当金	12,346,310	14,781,455
受取利息	199,107	20,087
有価証券売買等損益	402,522,951	272,493,442
その他収益	245	212
営業収益合計	389,977,289	257,691,688
営業費用		
受託者報酬	1,492,177	765,142
委託者報酬	23,874,659	12,242,177
営業費用合計	25,366,836	13,007,319
営業損失()	415,344,125	270,699,007
経常損失()	415,344,125	270,699,007
当期純損失()	415,344,125	270,699,007
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	26,427,469	36,817,265
期首剰余金又は期首欠損金()	34,841,700	419,367,217
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,359,496	49,137,427
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,359,496	49,137,427
剰余金減少額又は欠損金増加額	968,357	2,334,385
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	968,357	2,334,385
期末剰余金又は期末欠損金()	419,367,217	606,445,917

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第 8 期 自 平成19年 9月26日 至 平成20年 9月24日	第 9 期 自 平成20年 9月25日 至 平成21年 9月24日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、法令及び 社団法人投資信託協会規則に従 い、時価で評価しております。	株式 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日 において、その金額が確定してい る場合には当該金額を、未だ確定 していない場合には予想配当金 額を計上し、入金金額との差額に ついては入金時に計上してあり ます。	受取配当金 同左
3. その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則 として、毎年 9月25日から翌年 9 月24日までとなっておりますが、 前計算期間末日が休業日のため、 第 8 期計算期間は平成19年 9月 26日から平成20年 9月24日ま でとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

	第 8 期 (平成20年 9月24日現在)	第 9 期 (平成21年 9月24日現在)
1. 当該計算期間の末日における 受益権総数	1,507,437,566 口	1,335,476,828 口
2. 「投資信託財産の計算に関 する規則（平成12年総理府令 第133号）」第55条の6第10号 に規定する額	元本の欠損 419,367,217 円	元本の欠損 606,445,917 円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7218 円 (7,218 円)	0.5459 円 (5,459 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

1. 分配金の計算過程

		第 8 期 自 平成19年 9 月26日 至 平成20年 9 月24日	第 9 期 自 平成20年 9 月25日 至 平成21年 9 月24日
費用控除後の配当等収益額	A	円	1,275,572 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	円
収益調整金額	C	8,233,804 円	7,834,271 円
分配準備積立金額	D	204,375,257 円	180,529,335 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	212,609,061 円	189,639,178 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,507,437,566 口	1,335,476,828 口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,410.40 円	1,420.01 円
10,000口当たり分配金額	H	円	円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円	円

	第 8 期 自 平成19年 9 月26日 至 平成20年 9 月24日	第 9 期 自 平成20年 9 月25日 至 平成21年 9 月24日
2. 欠損金減少額・増加額	「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、それぞれ欠損金増加額と減少額との純額を表示しております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第 8 期 自 平成19年 9 月26日 至 平成20年 9 月24日	第 9 期 自 平成20年 9 月25日 至 平成21年 9 月24日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第 8 期 自 平成19年 9 月26日 至 平成20年 9 月24日	第 9 期 自 平成20年 9 月25日 至 平成21年 9 月24日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1. 本書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

	第 8 期 自 平成19年 9 月26日 至 平成20年 9 月24日	第 9 期 自 平成20年 9 月25日 至 平成21年 9 月24日
期首元本額	1,768,603,894 円	1,507,437,566 円
期中追加設定元本額	8,990,970 円	4,302,432 円
期中一部解約元本額	270,157,298 円	176,263,170 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 8 期 (平成20年 9月24日現在)		第 9 期 (平成21年 9月24日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間(自平成19年 9月26日 至 平成20年 9月24日)の損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間(自平成20年 9月25日 至 平成21年 9月24日)の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	1,078,843,600	242,180,997	718,858,400	27,267,746
合計	1,078,843,600	242,180,997	718,858,400	27,267,746

3. デリバティブ取引関係

第 8 期(自 平成19年 9月26日 至 平成20年 9月24日現在)

当ファンドは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第 9 期(自 平成20年 9月25日 至 平成21年 9月24日現在)

当ファンドは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

A. 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
国際石油開発帝石	4	809,000	3,236,000	
大成建設	20,000	191	3,820,000	
鹿島建設	21,000	244	5,124,000	
前田道路	4,000	833	3,332,000	
明治ホールディングス	1,200	3,780	4,536,000	
キリンホールディングス	6,000	1,375	8,250,000	
味の素	10,000	931	9,310,000	
日清食品ホールディングス	2,900	3,410	9,889,000	
日本たばこ産業	5	319,000	1,595,000	
日清紡ホールディングス	3,000	980	2,940,000	
三菱レイヨン	4,000	316	1,264,000	
クラレ	8,000	1,000	8,000,000	
住友化学	5,000	421	2,105,000	
日本曹達	11,000	422	4,642,000	
トクヤマ	5,000	700	3,500,000	
信越化学工業	1,700	6,000	10,200,000	
J S R	3,500	1,956	6,846,000	
宇部興産	17,000	257	4,369,000	
花王	3,500	2,400	8,400,000	
富士フイルムホールディングス	2,700	2,835	7,654,500	
マンダム	2,800	2,505	7,014,000	
ユニ・チャーム	700	8,570	5,999,000	
武田薬品工業	2,900	3,950	11,455,000	
大日本住友製薬	2,000	985	1,970,000	
塩野義製薬	1,000	2,125	2,125,000	
中外製薬	3,500	1,881	6,583,500	
小野薬品工業	1,500	4,700	7,050,000	
参天製薬	3,000	3,260	9,780,000	
ブリヂストン	3,000	1,709	5,127,000	
旭硝子	5,000	793	3,965,000	
日本碍子	3,000	2,020	6,060,000	
新日本製鐵	38,000	353	13,414,000	
共英製鋼	1,000	2,105	2,105,000	

日立金属	5,000	933	4,665,000	
住友金属鉱山	14,000	1,569	21,966,000	
住友電気工業	9,000	1,227	11,043,000	
ディスコ	800	6,090	4,872,000	
小松製作所	1,000	1,782	1,782,000	
クボタ	10,000	767	7,670,000	
ダイキン工業	2,000	3,500	7,000,000	
栗田工業	800	3,190	2,552,000	
東芝	21,000	496	10,416,000	
三菱電機	12,000	701	8,412,000	
日本電産	1,200	7,350	8,820,000	
エルピーダメモリ	2,500	1,240	3,100,000	
富士通	6,000	643	3,858,000	
パナソニック	4,000	1,420	5,680,000	
シャープ	6,000	1,058	6,348,000	
ソニー	3,500	2,670	9,345,000	
TDK	1,300	5,710	7,423,000	
キーエンス	300	19,700	5,910,000	
ファナック	1,000	8,230	8,230,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
ローム	1,200	6,490	7,788,000	
村田製作所	700	4,280	2,996,000	
パナソニック電工	4,000	1,119	4,476,000	
日本ケミコン	5,000	447	2,235,000	
大日本スクリーン製造	5,000	350	1,750,000	
キヤノン	1,000	3,730	3,730,000	
リコー	4,000	1,373	5,492,000	
東京エレクトロン	800	5,900	4,720,000	
デンソー	2,000	2,725	5,450,000	
日産自動車	19,000	615	11,685,000	
トヨタ自動車	5,000	3,810	19,050,000	
本田技研工業	9,000	2,875	25,875,000	
富士重工業	10,000	375	3,750,000	
ニコン	3,000	1,697	5,091,000	
日本写真印刷	1,000	5,010	5,010,000	
任天堂	100	24,550	2,455,000	
東京電力	6,000	2,420	14,520,000	
関西電力	5,000	2,160	10,800,000	
東日本旅客鉄道	3,200	6,450	20,640,000	
西日本旅客鉄道	14	349,000	4,886,000	
ヤマトホールディングス	5,000	1,439	7,195,000	
オービック	240	15,270	3,664,800	
ヤフー	140	29,930	4,190,200	
日本電信電話	2,600	4,300	11,180,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	148	148,800	22,022,400	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,500	2,415	3,622,500	
ソフトバンク	2,100	2,010	4,221,000	
伊藤忠商事	4,000	664	2,656,000	
三井物産	12,000	1,285	15,420,000	
住友商事	15,500	964	14,942,000	
三菱商事	1,000	1,963	1,963,000	
ドン・キホーテ	3,500	2,145	7,507,500	
青山商事	3,800	1,605	6,099,000	
ファーストリテイリング	400	11,140	4,456,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	45,000	527	23,715,000	
三井住友フィナンシャルグループ	4,300	3,300	14,190,000	
住友信託銀行	9,000	497	4,473,000	
みずほフィナンシャルグループ	63,000	184	11,592,000	
大和証券グループ本社	19,000	496	9,424,000	
野村ホールディングス	2,000	681	1,362,000	
三井住友海上グループホールディングス	2,400	2,635	6,324,000	

東京海上ホールディングス	5,000	2,710	13,550,000	
三菱地所	5,000	1,520	7,600,000	
住友不動産	3,000	1,780	5,340,000	
クックパッド	100	25,800	2,580,000	
カカクコム	15	332,000	4,980,000	
オリエンタルランド	800	6,310	5,048,000	
ベネッセコーポレーション	1,500	4,260	6,390,000	
合計	595,366		718,858,400	

B. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

不動産等明細表

該当事項はありません。

商品明細表

該当事項はありません。

商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成21年10月30日

資産総額	694,664,879 円
負債総額	9,186,644 円
純資産総額（ - ）	685,478,235 円
発行済口数	1,311,909,570 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5225 円
1万口当たり純資産額	5,225 円

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期計算期間	23,708,010,397	13,341,996,903	10,366,013,494
第2期計算期間	2,962,610,369	5,669,668,259	7,658,955,604
第3期計算期間	126,812,550	2,102,138,899	5,683,629,255
第4期計算期間	110,120,692	1,786,187,177	4,007,562,770
第5期計算期間	18,605,578	822,973,566	3,203,194,782
第6期計算期間	150,367,688	1,095,716,816	2,257,845,654
第7期計算期間	29,132,225	518,373,985	1,768,603,894
第8期計算期間	8,990,970	270,157,298	1,507,437,566
第9期計算期間	4,302,432	176,263,170	1,335,476,828

（注1）設定及び解約の実績は、全て本邦内における実績です。

（注2）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間中の募集に係る設定口数を含みます。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：3億円

会社の発行可能株式総数：16,000株

発行済株式総数：5,050株

平成11年7月1日に中信投資顧問株式会社と合併し、資本金を2億円から2億5,250万円に、発行済株式総数を4,000株から5,050株に変更しています。

また、平成12年6月30日に資本準備金を資本金に繰入れし、資本金を2億5,250万円から3億円に増資いたしました。（新株発行はしない無償増資。）

(2) 委託会社の機構

会社取締役3名以上、監査役1名以上をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとします。また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

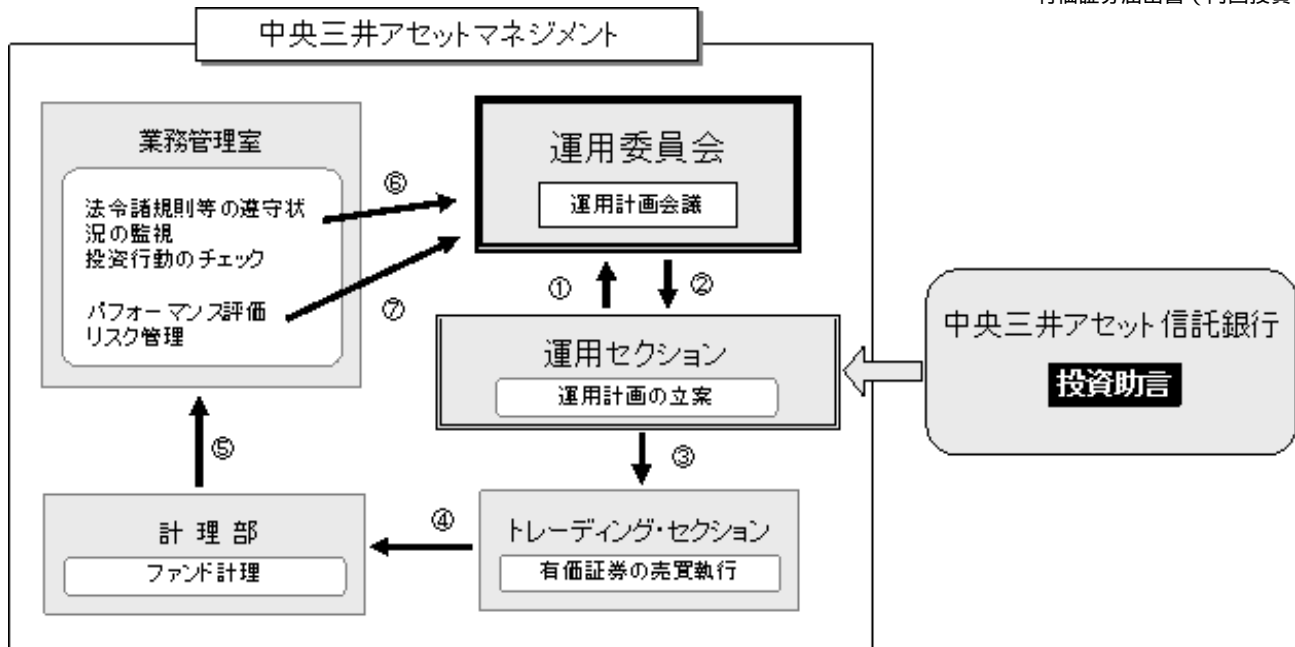
取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。社長にさしつかえがあるときは、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役が順位に従い、その職務を代行します。

取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手續を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行います。

委託会社は運用に当たり、中央三井トラスト・グループの運用会社として、クオリティの高い資産運用、スキル、ノウハウを結集し、分析力、運用力の向上を図っています。なお、その意思決定機構は以下のとおりです。



- ① 運用計画案を策定のうえ、運用計画会議・運用委員会に提出
- ② 運用計画承認
- ③ 発注指示
- ④ 約定連絡
- ⑤ 発注伝票の回覧・チェック
- ⑥ コンプライアンス・チェックの報告
- ⑦ パフォーマンス評価、リスク分析等の報告

上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な運用方針が変更されるものではありません。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

平成21年10月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている公募の証券投資信託は次のとおりです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	52	455,986
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	29	182,448
単位型公社債投資信託	-	-
合計	81	638,434

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」に基づいて作成しております。

ただし、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しており、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

科目	第22期 平成20年3月31日		第23期 平成21年3月31日	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
1. 現金・預金		615,636	1,464,505	
2. 前払費用		397,534	130,306	
3. 未収委託者報酬		1,587,133	972,672	
4. 未収収益				
(1) 投資顧問報酬	493		-	
(2) その他	320	814	170	170
5. 繰延税金資産		37,141	29,168	
6. その他 2		36,684	5,391	
流動資産 計		2,674,945	2,602,216	87.5
固定資産				
1. 有形固定資産 1				
(1) 建物		28,036	29,232	
(2) 器具備品		78,121	54,113	
有形固定資産 計		106,157	83,346	2.8
2. 無形固定資産				
(1) ソフトウェア		88,137	100,593	
(2) 電話加入権		1,847	1,847	
(3) 電話施設利用権		98	78	
無形固定資産 計		90,083	102,518	3.5
3. 投資その他の資産				
(1) 投資有価証券		65,000	65,000	
(2) 長期貸付金		44,788	42,388	
(3) 長期差入保証金		84,348	87,326	
(4) 長期前払費用		5,510	7,457	
(5) 会員権		25,000	25,000	
(6) 貸倒引当金		44,788	42,388	
投資その他の資産 計		179,859	184,784	6.2
固定資産 計		376,100	370,648	12.5
資産 合計		3,051,045	2,972,864	100.0

科目	第22期 平成20年3月31日		第23期 平成21年3月31日		
	金額（千円）	構成比 （％）	金額（千円）	構成比 （％）	
（負債の部）					
流動負債					
1．預り金		32,286	3,008		
2．未払金					
（1）未払手数料	497,835		316,013		
（2）その他未払金	105,201	603,037	71,990	388,004	
3．未払費用		312,034		246,794	
4．未払法人税等		259,393		103,823	
5．未払消費税等		31,383		-	
6．賞与引当金		35,351		45,488	
流動負債計		1,273,487	41.8	787,118	26.5
固定負債					
1．退職給付引当金		11,007		16,535	
2．役員退職慰労引当金		8,150		22,100	
固定負債計		19,157	0.6	38,635	1.3
負債合計		1,292,645	42.4	825,754	27.8
（純資産の部）					
株主資本					
1．資本金		300,000	9.8	300,000	10.1
2．資本剰余金					
（1）資本準備金		50,000		50,000	
資本剰余金計		50,000	1.6	50,000	1.7
3．利益剰余金					
（1）利益準備金		25,401		25,401	
（2）その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		1,382,999		1,771,709	
利益剰余金計		1,408,400	46.2	1,797,110	60.4
株主資本計		1,758,400	57.6	2,147,110	72.2
純資産合計		1,758,400	57.6	2,147,110	72.2
負債・純資産合計		3,051,045	100.0	2,972,864	100.0

(2) 【損益計算書】

科目	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)		第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	
	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収益				
1. 委託者報酬		13,110,388		11,250,556
2. その他営業収益				
(1) 投資顧問料	14,182	14,182	7,937	7,937
営業収益 計		13,124,570		11,258,493
100.0				100.0
営業費用				
1. 支払手数料		4,971,955		4,424,596
2. 広告宣伝費		771,725		305,210
3. 公告費		24,864		-
4. 受益証券発行費		414		250
5. 調査費				
(1) 調査費	226,207		229,875	
(2) 委託調査費	3,992,966	4,219,174	3,355,436	3,585,312
6. 委託計算費		471		-
7. 営業雑経費				
(1) 通信費	12,633		15,143	
(2) 印刷費	265,300		284,199	
(3) 協会費	13,076		13,436	
(4) 諸会費	57	291,066	317	313,096
営業費用 計		10,279,674		8,628,465
78.3				76.6
一般管理費				
1. 給料				
(1) 役員報酬	48,578		50,723	
(2) 給料・手当	461,290		561,245	
(3) 賞与	103,468	613,337	130,680	742,649
2. 役員退職金		800		-
3. 福利厚生費		156,327		191,032
4. 交際費		1,596		2,300
5. 寄付金		-		300
6. 旅費交通費		25,255		27,150
7. 租税公課		11,419		11,916
8. 不動産賃借料		82,419		109,171
9. 退職給付費用		3,950		6,212
10. 役員退職慰労引当金繰入		6,950		16,350
11. 賞与引当金繰入		35,351		45,488
12. 減価償却費		46,548		61,317
13. 諸経費		483,651		507,792
一般管理費 計		1,467,609		1,721,681
11.2				15.3
営業利益		1,377,286		908,346
				8.1

科目	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)		第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	
	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業外収益				
1. 受取配当金	2,738		7,549	
2. 有価証券利息	64		-	
3. 受取利息	1,513		1,965	
4. 雑収入	3,796		3,884	
営業外収益 計	8,113	0.0	13,398	0.1
営業外費用				
1. 雑損失	16,240		391	
営業外費用 計	16,240	0.1	391	0.0
経常利益	1,369,159	10.4	921,353	8.2
特別利益				
1. 貸倒引当金戻入	2,400		2,400	
特別利益 計	2,400	0.0	2,400	0.0
特別損失				
1. 固定資産除却損 1	814		-	
2. 役員退職慰労引当金繰入	13,600		-	
特別損失 計	14,414	0.1	-	0.0
税引前当期純利益	1,357,144	10.3	923,753	8.2
法人税、住民税及び事業税	551,986		376,581	
法人税等調整額	8,340	560,326	7,972	384,553
当期純利益		796,817		539,200
		6.1		4.8

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

		第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
株主資本		(単位：千円)	(単位：千円)
資本金	前期末残高	300,000	300,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高	50,000	50,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	50,000	50,000
資本剰余金合計	前期末残高	50,000	50,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	50,000	50,000
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高	25,401	25,401
	当期変動額	-	-
	当期末残高	25,401	25,401
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高	1,088,152	1,382,999
	当期変動額 剰余金の配当	501,970	150,490
	当期純利益	796,817	539,200
	当期末残高	1,382,999	1,771,709
利益剰余金合計	前期末残高	1,113,553	1,408,400
	当期変動額	294,847	388,710
	当期末残高	1,408,400	1,797,110
株主資本合計	前期末残高	1,463,553	1,758,400
	当期変動額	294,847	388,710
	当期末残高	1,758,400	2,147,110
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高	48	-
	当期変動額 (純額)	48	-
	当期末残高	-	-
評価・換算差額等合計	前期末残高	48	-
	当期変動額	48	-
	当期末残高	-	-
純資産合計	前期末残高	1,463,505	1,758,400
	当期変動額	294,895	388,710
	当期末残高	1,758,400	2,147,110

重要な会計方針

項目	期別 第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 (1) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。</p>	<p>その他有価証券 (1) 時価のないもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産	<p>定率法を採用しております。 なお、耐用年数は、建物については主として15年～18年、器具備品については主として5年～20年であります。</p>	<p>同左</p>
(2) 無形固定資産	<p>定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）を耐用年数としております。</p>	<p>同左</p>
3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金	<p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>同左</p>
(2) 賞与引当金	<p>従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。</p>	<p>同左</p>
(3) 退職給付引当金	<p>従業員への退職金支給に充てるため、自己都合退職による期末退職給付債務相当額を計上しております。</p>	<p>同左</p>
(4) 役員退職慰労引当金	<p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。</p>	<p>同左</p>
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によって処理しております。</p>	<p>-</p>
5. 消費税等の会計処理	<p>税抜方式を採用しております。</p>	<p>同左</p>

会計方針の変更

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
<p>1. 役員に対する退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号)及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)の公表を踏まえ、当事業年度から引当金を計上する方法を適用し、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ経常利益が6,950千円、税引前当期純利益が20,550千円減少しております。</p> <p>2. 法人税法の改正により、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 当該変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>	-

追加情報

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
<p>法人税法の改正により、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 当該変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>	-

注記事項

1. 貸借対照表関係

項目	期別	第22期 (平成20年3月31日)	第23期 (平成21年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却 累計額		建物 18,588千円 器具備品 141,460千円	建物 23,636千円 器具備品 161,247千円
2.担保資産		その他のうち、次のものを供託しております。 取戻し手続中の投資顧問業の営業保証金 (25,000千円) 預け金 26,000千円	-

2. 損益計算書関係

項目	期別	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
1.固定資産除却損の内容		建物附属設備 814千円	-

3. 株主資本等変動計算書関係

項目	期別	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)																																																
1.発行済株式に関する事項		<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>前事業年度末</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td>5,050</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5,050</td> </tr> </tbody> </table>					株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	5,050	-	-	5,050																																		
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末																																														
普通株式(株)	5,050	-	-	5,050																																														
2.自己株式に関する事項		該当事項はありません。																																																
3.新株予約権等に関する事項		該当事項はありません。																																																
4.配当に関する事項		(1)配当金支払額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当金の総額 (千円)</th> <th>1株当たり 配当額(円)</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年6月29日 定時株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>100,495</td> <td>19,900</td> <td>平成19年3月31日</td> <td>平成19年6月29日</td> </tr> <tr> <td>平成19年9月20日 臨時株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>150,490</td> <td>29,800</td> <td>平成19年9月19日</td> <td>平成19年9月21日</td> </tr> <tr> <td>平成19年11月15日 取締役会</td> <td>普通株式</td> <td>100,495</td> <td>19,900</td> <td>平成19年9月30日</td> <td>平成19年11月29日</td> </tr> <tr> <td>平成20年3月26日 臨時株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>150,490</td> <td>29,800</td> <td>平成19年12月31日</td> <td>平成20年3月27日</td> </tr> </tbody> </table> (2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当金の総額 (千円)</th> <th>配当の 原資</th> <th>1株当たり 配当額 (円)</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年6月26日 定時株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>150,490</td> <td>利益 剰余金</td> <td>29,800</td> <td>平成20年3月31日</td> <td>平成20年6月27日</td> </tr> </tbody> </table>					決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	100,495	19,900	平成19年3月31日	平成19年6月29日	平成19年9月20日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年9月19日	平成19年9月21日	平成19年11月15日 取締役会	普通株式	100,495	19,900	平成19年9月30日	平成19年11月29日	平成20年3月26日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年12月31日	平成20年3月27日	決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	利益 剰余金	29,800	平成20年3月31日	平成20年6月27日
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日																																													
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	100,495	19,900	平成19年3月31日	平成19年6月29日																																													
平成19年9月20日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年9月19日	平成19年9月21日																																													
平成19年11月15日 取締役会	普通株式	100,495	19,900	平成19年9月30日	平成19年11月29日																																													
平成20年3月26日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年12月31日	平成20年3月27日																																													
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日																																												
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	利益 剰余金	29,800	平成20年3月31日	平成20年6月27日																																												

項目	期別	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)					
		株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
1. 発行済株式に関する事項		普通株式(株)	5,050	-	-	5,050	
2. 自己株式に関する事項		該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項		該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項		(1) 配当金支払額					
		決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
		平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成20年3月31日	平成20年6月27日
		(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。					

4. リース取引関係

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
リース取引は重要性が乏しく、1件当たりの金額が少額なため、注記を省略しております。	同左

5. 有価証券関係

第22期 (平成20年3月31日)	第23期 (平成21年3月31日)								
1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。	1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。								
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。	2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。								
3. 時価評価されていない有価証券	3. 時価評価されていない有価証券								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>貸借対照表計上額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他有価証券 非上場株式</td> <td>65,000</td> </tr> </tbody> </table>	内容	貸借対照表計上額(千円)	その他有価証券 非上場株式	65,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>貸借対照表計上額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他有価証券 非上場株式</td> <td>65,000</td> </tr> </tbody> </table>	内容	貸借対照表計上額(千円)	その他有価証券 非上場株式	65,000
内容	貸借対照表計上額(千円)								
その他有価証券 非上場株式	65,000								
内容	貸借対照表計上額(千円)								
その他有価証券 非上場株式	65,000								
4. その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。	4. その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。								

6. デリバティブ関係

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

7. 退職給付関係

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職金規定に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成20年3月31日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">11,007千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,007千円</td> </tr> </table> <p>（注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 （平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">3,950千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,950千円</td> </tr> </table> <p>（注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。</p>	退職給付債務	11,007千円	退職給付引当金	11,007千円	勤務費用	3,950千円	退職給付費用	3,950千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">16,535千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,535千円</td> </tr> </table> <p>（注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 （平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">6,212千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,212千円</td> </tr> </table> <p>（注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。</p>	退職給付債務	16,535千円	退職給付引当金	16,535千円	勤務費用	6,212千円	退職給付費用	6,212千円
退職給付債務	11,007千円																
退職給付引当金	11,007千円																
勤務費用	3,950千円																
退職給付費用	3,950千円																
退職給付債務	16,535千円																
退職給付引当金	16,535千円																
勤務費用	6,212千円																
退職給付費用	6,212千円																

8. 税効果会計関係

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">18,224千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">14,384千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">19,725千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">11,578千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">63,912千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">26,771千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37,141千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		貸倒引当金繰入超過額	18,224千円	賞与引当金繰入超過額	14,384千円	未払事業税	19,725千円	その他	11,578千円	繰延税金資産小計	63,912千円	評価性引当額	26,771千円	繰延税金資産合計	37,141千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">17,247千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">18,509千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">8,540千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">18,609千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">62,906千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">33,738千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29,168千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		貸倒引当金繰入超過額	17,247千円	賞与引当金繰入超過額	18,509千円	未払事業税	8,540千円	その他	18,609千円	繰延税金資産小計	62,906千円	評価性引当額	33,738千円	繰延税金資産合計	29,168千円
繰延税金資産																																	
貸倒引当金繰入超過額	18,224千円																																
賞与引当金繰入超過額	14,384千円																																
未払事業税	19,725千円																																
その他	11,578千円																																
繰延税金資産小計	63,912千円																																
評価性引当額	26,771千円																																
繰延税金資産合計	37,141千円																																
繰延税金資産																																	
貸倒引当金繰入超過額	17,247千円																																
賞与引当金繰入超過額	18,509千円																																
未払事業税	8,540千円																																
その他	18,609千円																																
繰延税金資産小計	62,906千円																																
評価性引当額	33,738千円																																
繰延税金資産合計	29,168千円																																

9. 関連当事者情報

第22期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

兄弟会社

項目	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
1. 会社等の名称 2. 住所 3. 資本金 4. 事業の内容又は職業 5. 議決権等の所有（被所有） 割合 6. 関係内容 7. 取引の内容	親会社の子会社 中央三井信託銀行株式会社（注5） （注）親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社 東京都港区 379,197百万円 銀行業務・信託業務 該当なし 役員の兼任等 なし 事業上の関係 投資信託販売 投資信託に係る営業費用の支払（注1） 取引金額 4,752,651千円 未払手数料 475,539千円
1. 会社等の名称 2. 住所 3. 資本金 4. 事業の内容又は職業 5. 議決権等の所有（被所有） 割合 6. 関係内容 7. 取引の内容	親会社の子会社 中央三井アセット信託銀行株式会社 （注）親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社 東京都港区 11,000百万円 信託業務 該当なし 役員の兼任等 なし 事業上の関係 投資信託委託 投資顧問 支払投資顧問料（注2） 取引金額 3,926,590千円 未払費用 265,697千円 前払費用 360,595千円

項目	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
1. 会社等の名称	親会社の子会社 中央三井インフォメーションテクノロジー株式会社 (注)親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社
2. 住所	東京都目黒区
3. 資本金	200百万円
4. 事業の内容又は職業	情報処理サービス業
5. 議決権等の所有(被所有)割合	該当なし
6. 関係内容	役員の兼任等 なし 事業上の関係 システムの管理・開発委託
7. 取引の内容	器具・備品の購入(注3) 取引金額 37,152千円 ソフトウェアの購入(注4) 取引金額 42,670千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

(注2) 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

(注3) 取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

(注4) 取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

(注5) 平成19年10月1日付で親会社が中央三井信託銀行株式会社から中央三井トラスト・ホールディングス株式会社に
変更となっており、第22期の中央三井信託銀行株式会社との取引はすべて兄弟会社として集計し記載しております。

第23期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

当社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	中央三井信託銀行株式会社 (注)親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	399,697	銀行業務・信託業務	該当なし	投資信託販売	投資信託に係る営業費用の支払(注1) 支払代行手数料	4,171,346	未払手数料	295,661
同一の親会社を持つ会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 (注)親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	11,000	信託業務	該当なし	投資信託委託 投資顧問	支払投資顧問料(注1) 調査費(支払投資顧問料) 建物の賃借(注2)	3,306,819 - -	未払費用 前払費用 長期差入保証金	210,392 86,162 70,411
同一の親会社を持つ会社	中央三井インフォメーションテクノロジー株式会社 (注)親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都目黒区	200	情報処理サービス業	該当なし	システムの管理・開発委託	ソフトウェアの購入(注2) ソフトウェア	35,207	-	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高（長期差入保証金を除く）には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

(注2) 取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（東京、大阪、名古屋証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報

項目	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
1. 1株当たり純資産額	348,198円11銭	425,170円41銭
2. 1株当たり当期純利益	157,785円55銭 (注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	106,772円29銭 (注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

1株当たり当期純損益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
当期純利益(千円)	796,817	539,200
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益 (千円)	796,817	539,200
普通株式の期中平均株式数 (株)	5,050	5,050

11. 重要な後発事象

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。（金融商品取引法第42条の2第1号）

(2) 運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。（金融商品取引法第42条の2第2号）

(3) 通常取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）及び（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）及び（5）において同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。（金融商品取引法第44条の3第1項第1号）

(4) 親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。（金融商品取引法第44条の3第1項第3号）

(5) その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記（3）及び（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。（金融商品取引法第44条の3第1項第4号）

5【その他】

(1) 定款の変更

当会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社及びファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称： 中央三井アセット信託銀行株式会社

資本金の額： 11,000百万円（平成21年3月末日現在）

事業の内容： 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」

に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社 >

名称： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成21年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

	名称	資本金の額（百万円） （平成21年3月末日現在）	事業の内容
1	中央三井信託銀行株式会社	399,697	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。
2	藍澤證券株式会社	8,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
3	安藤証券株式会社	2,280	
4	伊藤忠キャピタル証券株式会社	1,000	
5	岡三証券株式会社	5,000	
6	岡地証券株式会社	1,500	
7	極東証券株式会社	5,251	
8	みずほ証券株式会社 1	125,167	
9	新和証券株式会社	780	
10	東海東京証券株式会社 2	6,000	
11	日興コーディアル証券株式会社 3	10,000	
12	浜銀TT証券株式会社	3,307	
13	日の出証券株式会社	4,650	
14	廣田証券株式会社	600	
15	みずほインベスターズ証券株式会社	80,288	
16	水戸証券株式会社	12,272	

1：みずほ証券株式会社の資本金は、平成21年5月7日現在です。

2：東海東京証券株式会社は、平成21年4月1日付で、商号を変更しておりますので、平成21年4月1日付の名称及び資本金を掲載しております。

3：日興コーディアル証券株式会社は、平成21年10月1日付で、親会社変更に伴う組織体制の変更を行っておりますので、平成21年10月1日付の資本金を記載しております。

(3) 投資顧問会社

上記(1)受託会社と同じ

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

< 再信託受託会社 >

当ファンドの再信託受託会社として、信託事務の一部を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、収益分配金の再投資（ ）並びに口座管理機関としての業務等を行

います。

収益分配金の再投資は、「分配金再投資コース」を取扱う販売会社のみで行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社に対する投資助言業務を行います。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

<再信託受託会社>

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。なお、両者を総称して「投資信託説明書（目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 交付目論見書に、当ファンドの約款を掲載し、有価証券届出書本文「第一部 証券情報」及び「第二部 ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。
- (3) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」及び「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、交付目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (4) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案及びキャッチコピーを採用すること、またファンドの形態、申込みに関する事項などを記載することがあります。
- (5) 交付目論見書の巻末に用語解説等を記載することがあります。
- (6) 目論見書（表紙を含みます。）等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

当ファンドは預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

金融商品取引業者以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の対象とはなりません。

当ファンドは、国内の株式を主要投資対象としております。当ファンドの基準価額は、組入れた有価証券の値動きや組入れた有価証券の発行体の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により変動しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。従って、当ファンドは元本保証のある商品ではありません。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資家の皆様に帰属します。
- (7) 目論見書等は電子媒体としてインターネット等に掲載されることがあります。
- (8) 目論見書等に、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示する場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成20年11月21日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松崎雅則 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平木達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中央三井日本株アクティブ型ファンドの平成19年9月26日から平成20年9月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井日本株アクティブ型ファンドの平成20年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

中央三井アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月16日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業
務執行社員 公認会計士 浅子正明 印

指定社員 業
務執行社員 公認会計士 木村充男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年11月24日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎雅則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平木達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中央三井日本株アクティブ型ファンドの平成20年9月25日から平成21年9月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井日本株アクティブ型ファンドの平成21年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

中央三井アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月12日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松崎雅則 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平木達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。